

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、総務課、医療経営支援課）

項目名	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和		
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税		
要望の内容	訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件（以下「診療費要件」という。）が設けられていることから、訪日外国人に対して、必要な診療費を請求することができない。 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。 <関係条文> 社会医療法人：医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ハ 特定医療法人：租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）第 1 条第 1 号ロ 認定医療法人：医療法施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ 福祉病院事業法人：法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 3 号 オープン病院事業法人：法人税法施行規則第 5 条第 5 号 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第 5 条の 2 第 1 項第 1 号		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 特定（▲800 百万円） 認定（▲5,000 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 社会医療法人等が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人（独立行政法人国際観光振興機構による推計）であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、社会医療法人等においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入れに消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。 (参考)「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. インバウンド回復戦略 (8) インバウンド受入環境の整備 ③ 観光地等の外国人対応の推進 キ 外国人患者受入体制の充実 全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師の受入枠等の拡大に係る提案を可能としており、これにより増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	○外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築する。 ○地域における訪日外国人への医療提供体制を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	社会医療法人 : 373 法人 特定医療法人 : 307 法人 認定医療法人 : 1,105 法人（累計） 福祉病院事業法人 : 51 法人（令和7年3月調査） オープン病院事業法人 : 103 法人（令和7年3月調査） 厚生農業協同組合連合会 : 33 法人 ※令和7年3月末時点の法人数
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会医療法人等が、訪日外国人に関し、不利益を被る状態が改善され、これによって医療機関における訪日外国人の受入れが進み、訪日外国人に対する医療提供体制の確保に資する。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業 医療機関における外国人患者の受入れ体制を整備するため、外国人患者受入れ医療コーディネーター養成のための研修、医療機関からの外国人対応に関する相談に対応するワンストップ窓口の運用等を行っている。 （令和7年度予算額 1.4 億）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	現行制度上、社会医療法人等は訪日外国人等の自費患者に対する診療費を社会保険診療報酬と同一の基準で計算することが認定（承認）要件となっており、認定（承認）要件を満たさない場合は認定（承認）取消となることから、訪日外国人の診療において社会保険診療報酬と同一の基準では赤字となることがわかっていても損失を甘受して診療している現状であり、解決のためには要件の見直しが必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）		—
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			平成 31 年度税制改正要望において、同様の要望を実施している。